

## 児童扶養手当の現況届を提出してください！

児童扶養手当制度は、ひとり親家庭などの生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るための制度です。

現在、児童扶養手当の資格がある人(所得制限で支給停止になっている人も含む)は8月中に現況届を提出してください。現況届を提出しないと11月以降の手当が受けられなくなります。

なお、現況届の関係書類については受給者宛てに送付しています。添付書類が必要な場合がありますので、同封のお知らせにしたがって手続きをしてください。

■提出期間 8月20日(金)まで(土・日曜日、祝日を除く)

■持ち物 児童扶養手当証書・その他必要な書類

■提出先 子ども課 ☎32-5078

## 児童扶養手当の一部支給停止適用除外事由届出書の手続きを忘れずに！

児童扶養手当法第13条の3により児童扶養手当の受給開始から5年を経過する、または3歳未満の児童を養育している場合、児童の3歳到達から5年を経過するなどの理由により手当額の一部が支給停止されることとなっております。

しかし、就労・求職活動などの自立に向けての活動をしている場合、または一定の障がい等に該当する場合、負傷・疾病などで就労ができないなどの理由に該当する場合、申請をすれば手当が一部停止される対象から除外されます。

一部支給停止が適用される対象者には事前に案内を送付していますので、8月の現況届提出時に併せて手続きをしてください。

☎子ども課 ☎32-5078

## <お詫びと訂正>後期高齢者医療制度に加入されている人へ

7月上旬に発送いたしました被保険者証に同封の「後期高齢者医療制度のしおり」の23ページに印刷ミスがありましたので、お詫び申し上げますとともに訂正いたします。なお、詳細につきましては、下記までお問合せいただきますようお願いいたします。

### ◇「後期高齢者医療制度のしおり」23ページ 訂正表

#### 【訂正前】

【単身世帯の場合】 (円)

年金収入額	均等割額	所得割額	保険料	軽減割合
120万	13,323	0	13,323	7割軽減
160万	13,323	5,985	19,308	7割軽減

【2人世帯でともに75歳以上、妻の年金収入が79万円の場合】(妻は所得割額がかかりません。) (円)

夫の年金収入額	夫保険料	妻保険料	軽減割合
120万	13,300	9,900	7割軽減
160万	15,900	9,900	7割軽減

※保険料は100円未満を切捨てます。

#### 【訂正後】

【単身世帯の場合】 (円)

年金収入額	均等割額	所得割額	保険料	軽減割合
120万	13,323	0	13,300	7割軽減
160万	13,323	5,985	19,300	7割軽減

【2人世帯でともに75歳以上、妻の年金収入が79万円の場合】(妻は所得割額がかかりません。) (円)

夫の年金収入額	夫保険料	妻保険料	軽減割合
120万	13,300	13,300	7割軽減
160万	19,300	13,300	7割軽減

※保険料は100円未満を切捨てます。

☎岐阜県後期高齢者医療広域連合 健康福祉課 ☎058-387-6368(代表)  
☎32-1105